

鳥取県告示第654号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成22年12月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年11月9日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

1 申請のあった年月日

平成22年10月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人松風

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

芝吹 希代志

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

岩美郡岩美町

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業等を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。